

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 23 条第 5 項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

事業所名称 株式会社スタッフファースト 新宿支店
事業所所在地 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-2-11 新宿三井ビルディング二号館 8F
待遇決定方式 労使協定方式（すべての派遣労働者に適用、終期：2025/3/31）

- | | |
|-----------------|----------|
| 1. 派遣労働者の数 | 245 人 |
| 2. 派遣先の数 | 50 社 |
| 3. 派遣料金の平均額 | 16,037 円 |
| 4. 派遣労働者の賃金の平均額 | 12,373 円 |
| 5. マージン率 | 22.8 % |

6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項

- ・ 労使協定を締結しているか否か : 締結済み
- ・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 原則として、弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
- ・ 労使協定の有効期間の終期 : 2025 年 3 月 31 日

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

- ・ ビジネスマナー研修
- ・ 個人情報保護研修
- ・ ハラスメント研修

Schoo を中心に WEB 講習を実施(<https://schoo.jp/>)

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

- ・ 福利厚生等
- 年次有給休暇
社会保険(健康保険、厚生保険、雇用保険)
定期健康診断
- ・ 各種サポート
- キャリアコンサルティング（無料）